平成２１年（フ）第８０７号
新潟市西区関屋堀割町５番９号
破産者　金田　英俊
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第６５６号
和歌山県橋本市高野口町応其47番地
破産者　岩城　博二
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第３４９号
和歌山市畑屋敷兵庫ノ丁６番地
破産者　前田　博史
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第６９４号
和歌山県海南市下津町上257番地
破産者　川村　政明
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０号
和歌山市大谷133番地の14
破産者　エノモトサッシ工業こと　榎本　博行
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１６０号
和歌山県岩出市山467番地の14
破産者　プロワークシステムことフリーダムハーツこと　西本紀代美
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１８４号
和歌山県岩出市中黒446番地の58
破産者　谷端　博
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２１４号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮1032、住民票上の住所和歌山県海南市七山449番地
破産者　手芸用品販売オリーブこと　久保田富子
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２２３号
和歌山市向33番地の１　センチュリーコート紀ノ川204号
破産者　橋爪　美紀（旧姓尾之上こと尾ノ上）
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２２７号
和歌山市美園町５丁目２番地の６
破産者　川上　勝也
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２４０号
和歌山市加納177番地の12
破産者　道畑　勇
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６７号
山口県下関市豊浦町大字小串４－１、住民票上の住所山口県長門市油谷新別名198番地
破産者　町田　節男
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５号
愛媛県西宇和郡伊方町三崎1984番地
破産者　若杉加代子
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２０年（フ）第５６０号
長崎県長崎市城栄町38番28号
破産者　川村　雅宏
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８３６号
長崎県長崎市琴海形上町4447番地２、住民票上の住所長崎県長崎市琴海形上町4446番地１
破産者　谷口　美代
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８６７号
長崎県長崎市琴海形上町4447番地２、住民票上の住所長崎県長崎市琴海形上町4446番地１
破産者　谷口　勉
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４号
長崎県長崎市愛宕４丁目15番３―401号
破産者　持永美弥子
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６号
長崎県長崎市西海町1776番地391
破産者　上西　義憲
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
熊本県八代市古城町2527番地26
破産者　松岡　雄喜
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部